

(書類の閲覧等)
第六条 預託等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、当該預託等取引業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、預託等取引に関する業務を行う事業所ごとに備え置かなければならぬ。

2 預託等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、預託者ごとに当該預託者が締結し、又は更新した預託等取引契約に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

3 預託者は、預託等取引業者に対し、内閣府令で定めるところにより、第一項の書類又は前項の帳簿書類（自らが締結し、又は更新した預託等取引契約に関するものに限る。）の閲覧又は贈写を請求することができる。この場合において、預託等取引業者は、当該請求が当該預託等取引業者の業務の運営を害することを目的とすることが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

第二節 預託等取引契約の解除等

(預託等取引契約の解除)

第七条 預託者は、第三条第二項の書面を受領した日から起算して十四日を経過するまでの間（預託者が、預託等取引業者等がこの項の規定による預託等取引契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は預託等取引業者等が威迫したことにより困惑し、これらによって当該期間を経過するまでにこの項の規定による預託等取引契約の解除を行わなかつた場合には、預託等取引業者が内閣府令で定めるところによりこの項の規定による預託等取引契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を交付し、当該預託者がこれを受領した日から十四日を経過するまでの間）は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により預託等取引契約の解除を行うことができる。

2 前項の規定による預託等取引契約の解除は、当該預託等取引契約の解除を行う旨の書面又は電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生ずる。

3 第一項の規定による預託等取引契約の解除があつた場合においては、預託等取引業者は、当該預託等取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 第一項の規定による預託等取引契約の解除があつた場合において、当該預託等取引契約に係る物品の返還に要する費用又は特定権利の管理の終了に伴う事務の処理に要する費用は、預託等取引業者の負担とする。

5 前各項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

(預託等取引契約の解除及び損害賠償等の額の制限)

第八条 預託者は、第三条第二項の書面を受領した日から起算して十四日を経過した後（預託者が、預託等取引業者等が前条第一項の規定による預託等取引契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は預託等取引業者等が威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに同項の規定による預託等取引契約の解除を行わなかつた場合には、預託等取引業者が内閣府令で定めるところにより同項の規定による預託等取引契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を交付し、当該預託者がこれを受領した日から十四日を経過した後）は、将来に向かつて預託等取引契約の解除を行うことができる。

2 預託等取引業者は、前項の規定により預託等取引契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該預託等取引契約が締結された時における当該物品又は特定権利の価額に対する法定利率により算出した額に相当する額を超える額の金銭の支払を預託者に対しても請求することができない。この場合において、第三条第二項の書面に記載された物品又は特定権利の価額は、預託等取引契約が締結された時における当該物品又は特定権利の価額と推定する。

3 前二項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

第三章 販売を伴う預託等取引の禁止等
第一節 勘誘等の禁止

(勘誘等の禁止)
第九条 預託等取引業者等は、預託等取引業者又は密接関係者（預託等取引契約の対象とする物品又は特定権利の販売を行う者その他の預託等取引業者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。以下同じ。）が販売しようとする物品又は特定権利に係る売買契約（当該物品又は特定権利を預託等取引契約の対象とする売買契約に限る。以下同じ。）の締結及び当該物品又は特定権利を対象とする預託等取引契約の締結又は更新については、当該物品又は特定権利の種類ごとに、当該預託等取引業者若しくは密接関係者が当該売買契約を締結し、又は当該預託等取引業者が当該預託等取引契約を締結し、若しくは更新することにより、顧客の財産上の利益が不当に侵害されるおそれのないことにつき、あらかじめ 内閣総理大臣の確認を受けなければ、その勧誘等（勘誘又は広告その他のこれに類似するものとして内閣府令で定める行為をいう。以下同じ。）をしてはならない。預託等取引業者又は密接関係者が既に販売した物品又は特定権利を対象とする預託等取引契約の締結又は更新に係る勘誘等についても、同様とする。

2 前項の確認は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。前項の場合において、確認の更新がされたときは、その確認の有効期間は、従前の確認の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の確認は、確認の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「確認の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の確認は、確認の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、確認の更新がされたときは、その確認の有効期間は、従前の確認の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の確認又はその更新に際し、顧客の財産上の利益の侵害を防止するために必要な条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該確認又はその更新を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(確認の申請)
第十条 預託等取引業者は、前条第一項の確認（同条第二項の確認の更新を含む。以下同じ。）を受けるようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

1 商号、名称又は氏名
2 本店、支店その他の事業所の名称及び所在地
3 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名及び住所
4 確認の対象となる勘誘等に係る物品又は特定権利の種類
5 次条第一項第一号から第四号までに掲げる事項
6 その他内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 法人である場合においては、定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものと含む。）
二 貸借対照表
三 損益計算書
四 その他内閣府令で定める書類

3 前項の場合において、定款・貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録に係る記録媒体を添付することができる。

(確認の審査)
第十一條 内閣総理大臣は、第九条第一項の確認の申請があつた場合においては、次に掲げる事項を審査し、当該事項がいずれも適正であると認めるときでなければ、同項の確認をしてはならない。

一 申請者（当該申請に係る勧誘等を行う預託等取引業者をいう。以下この項において同じ。）又は密接関係者が締結しようとするものを対象とする預託等取引契約の締結若しくは更新をしようおいては、既に締結された売買契約（第九条第一項後段の確認の申請があつた場合に限る）に係る物品又は特定権利の価額

二 申請者が締結し、又は更新しようとするそれぞれの預託等取引契約において物品の預託を受ける期間又は特定権利を管理する期間並びに当該それぞれの預託等取引契約によつて顧客に供与される財産上の利益の金額（供与される財産上の利益が金銭以外の場合においては、当該財産の価額）及び内容

三 申請者が第九条第一項の確認の有効期間内に締結し、又は更新しようとする全ての預託等取引契約によつて顧客に供与する財産上の利益の総額の見込額

四 第二号の預託等取引契約に基づいて預託を受ける物品又は管理する特定権利の管理の体制に関する事項として内閣府令で定める事項

五 申請者が第二号の預託等取引契約に基づいて、預託を受ける物品若しくは管理する特定権利の返還又はこれらに代わる金銭の給付、当該物品又は特定権利の買取り及び顧客に供与する財産上の利益の支払に係る債務を履行するための経済的基礎

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 内閣総理大臣は、第九条第一項の確認をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴くものとする。

（変更の確認等）

第十二条 第九条第一項の確認を受けた預託等取引業者は、第十条第一項第一号から第五号までの事項を変更しようとするときは、内閣総理大臣の変更の確認を受けなければならない。ただし、前項の変更の確認の申請をしようとする預託等取引業者は、変更に係る事項を記載した申請書を内閣府令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項（変更しようとする事項については、その限りでない。）と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第十条第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

5 第九条第一項の確認を受けた預託等取引業者は、第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（確認の取消し）

第十三条 内閣総理大臣は、第九条第一項の確認（前条第一項の変更の確認を受けたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第九条第一項の確認を受けたことが判明したとき。

二 第九条第五項の規定により同条第一項の確認に付された条件に違反したとき。

三 第十一条第一項第五号の経済的基礎を失ったことによつて顧客の財産上の利益が不当に侵害されるおそれがあると認められるとき。

四 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

第二節 契約の締結等の禁止等

（契約の締結等の禁止）

第十四条 預託等取引業者は、第九条第一項の確認及び次項の確認を受けていない種類の物品又は

特定権利については、自ら売主となる売買契約の締結及び自己又は密接関係者が販売しようす

る当該物品又は特定権利を対象とする預託等取引契約の締結又は更新をしてはならない。預託等取引業者又は密接関係者が既に販売した物品又は特定権利を対象とする預託等取引契約の締結又は更新についても、同様とする。

2 第九条第一項の確認を受けた預託等取引業者は、同項の確認を受けた種類の物品若しくは特定権利に係る売買契約を締結しようとするとき及び当該物品若しくは特定権利であつて自己若しく

は密接関係者が販売しようとするものを対象とする預託等取引契約の締結若しくは更新をしようとするとき又は預託等取引業者若しくは密接関係者が既に販売した物品若しくは特定権利であつて同項の確認を受けたものを対象とする預託等取引契約の締結又は当該預託等取引契約の締結若しくは更新が顧客の財産上の利益を不当に侵害するものでないこと。

一 当該売買契約又は預託等取引契約の内容（第十一条第一項第一号から第三号までに規定する事項に限る。）に適合すること。

二 顧客の知識、経験、財産の状況及び当該売買契約を締結し、又は当該預託等取引契約を締結し、若しくは更新する目的に照らして、当該売買契約の締結又は当該預託等取引契約の締結若しくは更新が顧客の財産上の利益を不当に侵害するものでないこと。

三 第九条第一項の確認及び前項の確認を受けないで締結した売買契約又はこれらの確認を受けないで締結し、若しくは更新した預託等取引契約は、その効力を生じない。

4 内閣総理大臣は、第二項の確認をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聞くものとする。

（確認の申請に係る規定の準用）

第十五条 第十条の規定は、前条第二項の確認について準用する。この場合において、第十条第一項第四号中「勧誘等」とあるのは「売買契約又は預託等取引契約」と、同項第五号中「第四号」とあるのは「第三号」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第十条第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。（確認の取消し）

第十六条 内閣総理大臣は、第十一条第一項の確認をした売買契約又は預託等取引契約について、次の各号のいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第十四条第二項の確認を受けたことが判明したとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に対する違反があったとき。

2 第十三条の規定により第九条第一項の確認が取り消された場合において、当該確認に係る売買契約の締結又は預託等取引契約の締結若しくは更新について第十四条第二項の確認を受けているときは、同項の確認は取り消されたもののみなす。

第三節 版売を伴う預託等取引に関する解除等の特則

第十七条 預託者が第七条第一項の規定により預託等取引契約の解除を行つた場合には、現に効力を有する当該預託等取引契約の対象とする物品又は特定権利に係る売買契約（第十四条第二項の確認を受けたもののうち、同項の確認を受けた日以後に締結されたものに限る。以下この条において同じ。）は、当該預託者が当該解除を行つた時に解除されたものとみなす。ただし、当該預託者が反対の意思を表示しているときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により売買契約が解除されたものとみなされた場合においては、預託等取引業者が反対の意思を表示しているときは、この限りでない。

3 第一条本文の規定により売買契約が解除されたものとみなされた場合において、当該売買契約に係る物品の引渡し又は特定権利の移転が既にされているときは、その返還に要する費用は、当該物品又は特定権利を販売した預託等取引業者又は密接関係者の負担とする。

4 預託等取引業者又は密接関係者は、第一項本文の規定により売買契約が解除されたものとみなされた場合には、既に当該売買契約に基づき引き渡された物品が使用され又は移転された特定権利が行使されたときにおいても、預託者に対し、当該物品の使用により得られた利益又は当該特定権利の行使により得られた利益に相当する金銭その他の金銭の支払を請求することができない。

5 前各項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

(報告及び立入検査)

第十八条 内閣総理大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、預託等取引業者が若しくは密接関係者に対し、その預託等取引に関する業務若しくは預託等取引の対象とする物品若しくは特定権利の販売に関する業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該預託等取引業者等若しくは密接関係者の事業所その他当該預託等取引に関する事業若しくは当該物品若しくは特定権利の販売に関する事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(預託等取引の停止等)

第十九条 内閣総理大臣は、預託等取引業者が次に掲げる行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるとき、又は勧誘者が第四条若しくは第五条の規定に違反する行為若しくは第二号に掲げる行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、当該預託等取引業者に対し、二年以内の期間を定めて、預託等取引について勧誘を行い若しくは当該預託等取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命じ、その他の顧客又は預託者の利益を保護するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

1 第三条第一項若しくは第二項又は第四条から第六条までの規定に違反する行為

2 第九条第一項の規定に違反して、同項の確認を受けないで勧誘等をする行為

3 第十四条第一項の規定に違反して、第九条第一項の確認及び第十四条第二項の確認を受けないで売買契約の締結又は預託等取引契約の締結若しくは更新をする行為

(業務の禁止等)

第二十条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により預託等取引の停止を命ずる預託等取引業者が個人であるときは、当該預託等取引業者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の預託等取引に係る業務を當む法人（人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代理人であるときは、当該預託等取引業者に對して、当該停止を命ずる範囲の預託等取引に係る業務を當む法人（人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者を含む。次項及び次条において同じ。）となることの禁止を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(業務の停止等)

第二十一条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により預託等取引の停止を命ずる預託等取引業者が個人であるときは、当該停止を命ずる範囲の預託等取引に係る業務を當む法人（人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代理人であるときは、当該預託等取引業者に對して、当該停止を命ずる範囲の預託等取引に係る業務を當む法人（人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者を含む。次項及び次条において同じ。）となることの禁止を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(業務の停止等)

第二十二条 この法律の規定による命令は、内閣府令で定める書類を送達して行う。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第二十三条 前条の規定による送達については、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第一項、第二百一条、第二百二条の二、第三百三条、第五百五条、第五百六条、第五百七条第一項（第一号に係る部分に限る。次条第一項第二号において同じ。）及び第三項並びに第五百八条の規定を準用する。

この場合において、同法第百条第一項中「裁判所」とあり、及び同法第五百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第一百一条第一項中「執行官」とあり、及び同法第五百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「消費者庁の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第二十四条

内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

1 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

2 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により送達をすることができない場合

3 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

4 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

第二十五条

内閣総理大臣は、第十九条第一項の規定により預託等取引の停止を命ずる預託等取引業者が個人であり、かつ、特定関係法人（預託等取引業者又はその役員若しくはその使用人が事業經營を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）において、当該停止を命ずる範囲の預託等取引に係る業務と同一の業務を行っていると認めるとときは、当該預託等取引業者に對して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つてゐる当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前条第二項の規定により預託等取引に係る業務の禁止を命ずる役員又は使用人が、当該命令の理由となつた行為をしたと認められる預託等取引業者の特定関係法人において、当該禁止を命ずる範囲の預託等取引に係る業務と同一の業務を行つてゐると認めるとときは、その者に對して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つてゐる

人が、当該命令の理由となつた行為をしたと認められる預託等取引業者の特定関係法人において、当該禁止を命ずる範囲の預託等取引に係る業務と同一の業務を行つてゐると認めるとときは、その者に對して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つてゐる

(電子情報処理組織の使用)

第二十五条

消費者庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する处分通知等であつて第二十二条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(経過措置)

2 第三条第二項、第八条及び第九条の規定は、この法律の施行前に締結された預託等取引契約については、適用しない。

附 則 (平成二一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日(処分等に関する経過措置)

第四条 この法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十一条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日) **附 則 (令和三年六月一六日法律第七二号) 抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中特定商取引に関する法律第六十四条第二項の改正規定(第六条第四項)の下に「第十三条第二項」を加える部分に限る。並びに次条第一項、附則第三条第一項及び附則第五条の規定 公布の日

二 略

三 次に掲げる改正規定並びに次条第三項、第四項、第九項、第十一項、第十三項、第十五項及び第十六項並びに附則第三条第三項 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(特定商品等の預託等取引契約に関する法律第三条に二項を加える改正規定)

附則第一号

(特定商品等の預託等取引契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 内閣総理大臣は、第三号施行日前においても第二条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の預託等取引に関する法律(以下この項及び第三項において「新々預託法」という。)第三条第二項の政令の制定の立案のために、新々預託法第二十八条の規定の例により、消費者委員会に諮問することができる。

2 第二条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。)による改正後の預託等取引に関する法律(以下この条において「新預託法」という。)第三条第二項の規定は、施行日以後に締結され、又は更新される新預託法第二条第四項に規定する預託等取引契約について適用し、施行日前に締結され、又は更新された第二条の規定による改正前の特定商品等の預託等取引契約に関する法律(以下この条において「旧預託法」という。)第二条第一項第一号に規定する特定商品又は同項第二号に規定する施設利用権の同項に規定する預託等取引契約については、なお従前の例による。

3 新々預託法第三条第三項及び第四項の規定は、第三号施行日以後に締結され、又は更新される新々預託法第二条第四項に規定する預託等取引契約について適用する。

4 新預託法第四条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する行為について適用し、施行日前にいた旧預託法第五条第一号に規定する行為については、なお従前の例による。

5 新預託法第七条の規定は、施行日以後に締結され、又は更新される新預託法第二条第四項に規定する預託等取引契約について適用し、施行日前に締結され、又は更新された旧預託法第二条第一項に規定する預託等取引契約について適用する。

6 新預託法第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二十一項第一項から第三項までの規定は、新預託法第二条第二項に規定する預託等取引業者が施行日以後に新預託法第十一条第一項各号に掲げる行為又は新預託法第二条第三項に規定する勧誘者が施行日以後に新預託法第四条若しくは第五条の規定に違反する行為若しくは新預託法第十九条第一項第二号に掲げる行為について適用し、旧預託法第二条第二項に規定する預託等取引業者が施行日前にいた旧預託法第三条から第六条までの規定に違反する行為又は旧預託法第二条第三項に規定する勧誘者が施行日前にいた旧預託法第四条第一項若しくは第五条の規定に違反する行為については、なお従前の例による。

7 施行日から第三号施行日の前日までの間における新預託法第二十八条の規定の適用については、同条中「第二項、第三条第三項」とあるのは、「第二項」とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後二年を経過した場合において、同号イ及びロに掲げる改正規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五条）第五十二条第一項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定 公布の日
 (罰則に関する経過措置)

第二百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例による場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二百三十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年六月一六日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日
 二 第十四条、第十三条及び第二十条の規定、第二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(公示送達等の方針に関する経過措置)

第二条 次に掲げる法律の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達、送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送達又は通知については、なお従前の例による。

一から七まで 略

八 第三十九条の規定による改正後の預託等取引に関する法律第二十四条第二項及び第三項
 (罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。